

○ 測量・建設コンサルタント等最低制限価格設定基準

制 定 平成 22 年 3 月 30 日

(目 的)

第 1 条 この基準は、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）に係る契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

(設定の基準)

第 2 条 測量・建設コンサルタント等に関し最低制限価格を設定する場合には、次の表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100 分の 105 を乗じて得た額とする。

ただし、地質調査業務を除く業務で、その金額が予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額とし、地質調査業務で、その金額が予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

| 業種区分 | ① | ② | ③ | ④ |
|------------------|---------|---------|-----------------------------|------------------------|
| 測量業務 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額 | — |
| 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 |
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 |
| 地質調査業務 | 直接調査費の額 | 間接調査費の額 | 解析等調査業務費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額 |
| 補償関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | 技術経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 |

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でない認められる地質調査業務を除く業務については、契約ごとに予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 8 の範囲内で、地質調査業務については、契約ごとに予定価格の 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲内で、契約担当者の定める割合を乗じて得た額とする。

(端数処理)

第 3 条 最低制限価格を算定する際の端数については、千円未満の金額を切り捨てて処理するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この基準の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつてはこの基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

(注) 上記方法により算出された最低制限価格は消費税及び地方消費税相当額を含む金額であることから、入札は最低制限価格の 105 分の 100 に相当する金額(千円未満を端数処理)を基準に執行する。

また、事前公表している予定価格については、入札時に見積金額の 105 分の 100 (消費税及び地方消費税相当額を除く金額)を記載することから、予定価格の 105 分の 100 に相当する金額(千円未満を端数処理)とする。